

尾張旭市買い物リハビリテーション事業仕様書

1 目的

高齢者は筋力低下やフレイル状態で歩行が不安定になると、外出が困難になり買い物などの生活における自立度が低下しやすい。この事業では、高齢者の筋力低下やフレイル状態の重症化を予防するため、地域のショッピングセンターと協力し、買い物とリハビリテーションを組み合わせ、介護予防と日常生活支援を同時に実施することを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで（事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。）

ただし、尾張旭市（以下「甲」という。）は受託者（以下「乙」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、協議を行ったうえで、委託期間内においても契約を解除することができるものとする。なお、契約を解除した場合において、乙に損害・損失や追加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき。
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (3) 乙が本仕様を履行せず又はこれらに違反したとき。
- (4) 乙が「尾張旭市買い物リハビリテーション事業公募型プロポーザル実施要領」に明示した参加資格を満たさなくなったとき。
- (5) 自らの責めに帰すべき事由により、乙から契約の解除の申出があったとき。

3 対象者

市内在住の65歳以上の高齢者で生活機能の低下により外出が困難な状況にあるもの、イレブンチェックと指輪っかテストを実施しフレイル状態と該当したもの。ただし、介護保険により通所介護を利用している者及び介護予防・日常生活支援総合事業で通所介護を利用している者は除く。

4 実施回数等

実施回数は、週1回（各事業年度50回）程度通年で実施し、参加者の参加回数は1人あたり原則20回とする。

5 事業の内容

市内のショッピングセンターと介護・福祉事業者が連携し、買い物支援（移動支援）と介護予防を兼ね備えた事業形態とし、特に買い物支援を必要とする虚弱な状態にある者を優先すること。

- (1) 健康づくりや交流への関心が高くない層へも参加意欲を喚起し、介護予防の効果を発揮することも目的として実施する。
- (2) 参加者のアセスメント及びプログラムへの参加を通じた効果測定を行う。

(3) 教室終了後は地域の集いの場などに継続して活動に参加するよう、教室参加期間中に参加者の意識づけを行う。

6 従事者

従事者は2名以上とし、そのうち1名は必ず理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の有資格者であること。

7 送迎

希望する者に対しては、自宅から開催場所までの送迎を無料で行うこと。

8 賠償保険

乙は、参加者の事故に備え、賠償保険等に参加し対応するものとする。

9 参加費

参加費は1回200円とする。ただし、参加費は甲への歳入ではなく乙の収入とする。

10 個人情報の保護

(1) 乙及び従事者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、契約解除された後も同様とする。

(2) 個人情報を目的の範囲内で利用することについて、参加者からあらかじめ了解を得ること。

(3) 個人情報の取扱いについては、関係法令を遵守すること。

(4) 個人情報は、正確かつ最新の状態に保つこと。

(5) 個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(6) 必要がなくなった個人情報は、速やかに廃棄又は消去すること。

11 参加の申込み

(1) 乙は、参加希望者又は家族からの申出や他機関等からの紹介を受け、参加希望者又は家族に電話又は面談により教室内容の説明を行い、趣旨の了承を得る。

(2) 乙は、参加希望者に面談して、登録及び必要なアセスメントを行い、参加希望者の確認を受ける。

(3) 登録の内容については、毎月の実施報告とともに甲への報告を行う。

12 委託料の支払い

委託料は、教室1回につき単価に応じた支払いとし、消費税及び地方消費税を含むものとする。

13 再委託の原則禁止

乙は、第三者に事業の一部又は全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。

14 責任の所在と業務担当責任者の明記

乙は、事業の実施に当たって管理者を定めることにより責任の所在を明確にするものとする。また、事業が円滑に進むように、業務担当責任者を明確にする。

15 苦情の処理

乙は、参加者又はその家族からの業務上の苦情に対し適切に対応するために体制を整備しなければならない。また、必要に応じて甲に報告し、その指示を仰がなければならない。

16 安全管理体制

- (1) 乙は、事業を安全に実施するため、有事に即対応できるよう安全管理マニュアルを整備し、必要な体制を整備しなければならない。
- (2) 事故発生時は、マニュアルに沿って適切に対処し、速やかに甲に事故報告を行わなければならない。
- (3) 新型コロナウイルスに対する感染予防対策を行わなければならない。

17 事故の責任

乙は、その責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

18 提出書類

乙は、事業が完了したときは、買い物リハビリテーション事業実績報告書を速やかに甲に提出しなければならない。

19 その他

この仕様書に定めのない事項については、甲及び乙は誠意をもって協議を行い、これを決定する。